

【別紙】各市との個別の契約金額等について

本覚書第2条第2項及び第3条第1項で定める、各市との個別の契約金額等は、以下により算出した額等を目安とする。

1 生活困窮者就労準備支援事業

(1) 個別の契約金額の目安

各市の契約金額の目安は、以下の算式により、業務委託契約を行う年度の県の契約金額（成功報酬分を除く。以下同じ。）を各市の人口で按分して算出する。

なお、算出に用いる、県（郡部）及び各市の人口は、契約時点で直近となる国勢調査の確報値を用いることとする。

$$\text{個別の契約金額} = \text{県の契約金額} \div \text{県（郡部）の人口} \times \text{各市の人口}$$

(2) 委託契約における委託料の内訳

共同実施に係る業務委託契約の委託料は、以下の区分とする。

ア 基礎経費

基礎経費は以下のとおり算出する。

$$\text{基礎経費} = \text{個別の契約金額} \times 50\%$$

イ 実績経費

実績経費は以下のとおり算出する。

$$\text{実績経費} = \text{個別の契約金額} - \text{基礎経費}$$

実績経費は、業務委託仕様書第8項で示す報告を受け、各市が該当すると判断した場合に支払うものとする。

上記の実績経費を上限として、自立相談支援事務所等が本事業に係る支援決定を行った人数に応じ、1人当たりの単価に人数を乗じた金額を支払う。1人当たりの単価は仕様書第6項で示す金額（円（消費税等を含む）以内）とする。

(3) 支援対象者の目安

支援対象者の目安は、以下のとおり算定する。

ア 県…業務委託仕様書第4項で示す人員

イ 各自治体…以下の算式により算出

なお、算出に用いる、県（郡部）及び各市の人口は、契約時点で直近となる国勢調査の確報値を用いることとする。

$$\text{支援決定者の目安} = \text{県の目安} \div \text{県（郡部）の人口} \times \text{各市の人口}$$

2 生活困窮者アウトリーチ支援事業

(1) 個別の契約金額の目安

各市の契約金額の目安は、以下の算式により、業務委託契約を行う年度の県の契約金額を各市の人口で按分して算出する。

なお、算出に用いる、県（郡部）及び各市の人口は、契約時点で直近となる国勢調査の確報値を用いることとする。

$$\text{個別の契約金額} = \text{県の契約金額} \div \text{県（郡部）の人口} \times \text{各市の人口}$$

(2) 人員体制

各市でのアウトリーチ支援員の人員体制は、以下のとおり算定する。

ア 県…業務委託仕様書第4項で示す人員体制

イ 各自治体…以下の算式により算出

なお、算出に用いる、県（郡部）及び各市の人口は、契約時点で直近となる国勢調査の確報値を用いることとする。

$$\text{人員体制} = \text{県の人員体制} \div \text{県（郡部）の人口} \times \text{各市の人口}$$